独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)
(昭和五十四年法律第五十一号)	1
6	

傍
線
部
分
は
改
正
部
分

												т -
基準に該当する場合は、協議を要しない。 同じ。) に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければないう。以下この項、第七条の二及び第十一条の四第一項第一号において	上、林業信用保証業務(第十五条第二号に規定する林業信用保証業務を4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、総務大臣と協議の	2・3 (略) 第五条 (略)	(資本金)	附則	第五章 罰則(第二十六条—第二十八条)	第四章 雑則(第二十条—第二十五条)	第三章 業務等(第十二条—第十九条)	第二章の二 運営委員会(第十一条の二―第十一条の四)	第二章 役員及び職員(第八条―第十一条)	第一章 総則(第一条—第七条の二)	目次	改正案
要しない。 要しない。 保証業務に係る出資が総務大臣の定める基準に該当する場合は、協議を べきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用	上、第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に必要な資金に充てる4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、総務大臣と協議の	2・3 (略) 第五条 (略)	(資本金)	附則	第五章 罰則(第二十六条—第二十八条)	第四章 雑則(第二十条—第二十五条)	第三章 業務等(第十二条—第十九条)	第二章の二 運営委員会(第十一条の二―第十一条の四)	第二章 役員及び職員(第八条―第十一条)	第一章 総則(第一条—第七条)	目次	現行

5 · 6 (略)

(持分の払戻し等の禁止)

の持分を払い戻すことができない。

「国の規定による国庫への納付をする場合を除くほか、出資者に対し、そ三項の規定による払戻し又は通則法第四十六条の二第一項若しくは第二第六条 信用基金は、第七条の二第二項若しくは通則法第四十六条の三第

2 (略)

(出資者に対する持分の払戻し)

一部の払戻しを請求することができる。 下この条において「出資者」という。)は、主務省令で定めるところに より、信用基金に対し、その持分(林業信用保証業務に必要な資金に充 より、信用基金に対し、その持分(林業信用保証業務に必要な資金に充 は、主務省令で定めるところに (新設)

に該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時までは、主務省令第一項の規定による請求があった場合において、次の各号のいずれか

3

5·6 (略)

(持分の払戻し等の禁止)

きない。
しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことがでしまる国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻第六条 信用基金は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定

2 (略)

る払戻しを停止することができる。で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定によ

一 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二者等又は同法第十七条第一号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業和ぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業である場合には、その者が第十三条第三項に規定する森林組のされている。

をものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。 金(林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係る はのに限る。以下この項において同じ。)のうち当該払戻しをした持分 に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかっ に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかっ に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかっ に係る出資額については、信用基金の資本

(運営委員)

は職員)のうちから、主務大臣が任命する。第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者(法人にあっては、その役員又

該出資者が直接又は間接の構成員となっている法人を含む。) 一 政府以外の出資者(林業信用保証業務に係る出資者にあっては、当

(運営委員)

| は職員)のうちから、主務大臣が任命する。| 第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者(法人にあっては、その役員又

いる法人を含む。)

「係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となって係る出資者にあっては、当該出資者が直接又は間接の構成員となって、政府以外の出資者(第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に

(区分経理)	$\overline{}$	一・三 (略) 一・三 (略) にあっては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)	円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人一 林業を営む者(会社にあっては、資本金の額又は出資の総額が三億	2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。	第十三条(略)	十六条の規定による支援を行うことができる。	障のない範囲内で、森林経営管理法(平成三十年法律第 号)第四	3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支	2 (略)	六~十 (略)	の保証を行うこと。	五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法第十七条の規定による債務	一~四 (略)	業務を行う。	第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の	(業務の範囲)	2・3 (略)	
(区分経理)	m. /-	二・三 (略) 二・三 (略) にあっては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)	円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人	2 前項の「林業者等	第十三条(略)			(新設)	2 (略)	六~十 (略)	二号) 第十七条の規定による債務の保証を行うこと。	3 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法 (昭和五十一年法律第四十		業務を行う。	第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の	(業務の範囲)	2・3 (略)	

第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ | 第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

三

(略)

二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに 同条第三項に規定する業務(以下「林業信用保証業務」という。)

二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下 略)

三

「林業信用保証業務」という。)

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)

	仮進のため
	の資金の
	融通等に関
	送する製品
	人 措 置 注 (
	仮進のための資金の 融通等に関する 製造措置 法(昭和五十四年 法律第五十
	2年 注 律 第
	五十一号)
(傍線部分	
分は改正部	
分	

第十四条第二項 第十二条第一項第 第十二	第七条の二第三 第十七条第二号に 第十七条第二号に 第十七条第二号に 第十七条第二号に 第十七条第二号に 第十名	る。 -	句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす	、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字	第七条(前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には	改正案
暫定措置法第六条第一項第第十二条第一項第五号及び	第十七条第二号若しくは林 業経営基盤の強化等の促進 のための資金の融通等に関 のための資金の融通等に関 でも暫定措置法(昭和五十 四年法律第五十一号。以下 「暫定措置法」という。) 「「暫定措置法」という。) 「「「暫定措置法」という。) 「「「大条第一項第三号ロに掲 がる中小企業等協同組合 成法第十七条第一号若しく 成法第十七条第一号若しく		の下欄に掲げる字句とす	信用基金法の規定中の字		
第十四条第二項	新設	み替えるものとする。	句で同表の中欄に掲げ	、次の表の上欄に掲げ	第七条 前条の規定によ	
五号に掲げる業務	新設	<u>.</u> ්		掲げる独立行政法人農	により信用基金が同条	現
林業経営基盤の強化等の促第十二条第一項第五号及び	新設		るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読	る独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字	り信用基金が同条に規定する業務を行う場合には	行

(略)						第十五条第二号						
(略)	業務	第三項に規定する	る業務並びに同条	及びこれに附帯す	五号に掲げる業務	第十二条第一項第				これに	定を除く。)及び	(債務の保証の決
(略)	三項に規定する業務	する業務並びに第十二条第	る業務並びにこれらに附帯	一号から第三号までに掲げ	暫定措置法第六条第一項第	第十二条第一項第五号及び				にこれらに	保証の決定を除く。)並び	三号に掲げる業務(債務の
(略)						第十五条第二号						
(略)				及びこれに	五号に掲げる業務	第十二条第一項第				これに	定を除く。)及び	(債務の保証の決
(略)			る業務並びにこれらに	一号から第三号までに掲げ	暫定措置法第六条第一項第	第十二条第一項第五号及び	除く。) 並びにこれらに	業務(債務の保証の決定を	六条第一項第三号に掲げる	暫定措置法」という。)第	関する暫定措置法(以下「	進のための資金の融通等に